

令和8年度組織改正（案）について

1 改正点

【教育委員会】

<教育総務課>

小中学校の適正規模・適正配置及び小中一貫教育を推進し、教育の質の更なる充実を図るため、教育総務課に「学校適正配置推進室」を設置する。

<学校教育課>

就学援助、学校区の管理、PTA活動推進などの学事関連の事業や児童・生徒・教職員健康対策事業などの保健関連の事業を効率的に行うため、学務課の学事担当及び保健給食担当の保健関連事業を学校教育課に移管し、「学事保健担当」を設置する。

<学校管理課>

小中学校の経理、給食運営、施設管理等の事業を集中することにより、効率的かつ効果的な事業執行を図るため、「学校管理課」を設置するとともに学務課を廃止する。

教育総務課が所管する小中学校の経理及び施設管理の事業並びに学務課が所管する給食運営の事業を「学校管理課」に移管し、「経理給食担当」と「施設担当」を設置する。

現体制	改正案
<p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none">教育総務課<ul style="list-style-type: none">教育政策担当人事担当総務経理担当施設担当学校教育課<ul style="list-style-type: none">教職員担当教育指導室教育研修センター特別支援教育センター学務課<ul style="list-style-type: none">学事担当保健給食担当富士川学校給食センター	<p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none">教育総務課<ul style="list-style-type: none">教育政策担当人事担当学校適正配置推進室学校教育課<ul style="list-style-type: none">学事保健担当教職員担当教育指導室教育研修センター特別支援教育センター学校管理課<ul style="list-style-type: none">経理給食担当施設担当富士川学校給食センター

2 組織の増減

	減	増	差引
部			± 0
室			± 0
課等	学務課	学校管理課	± 0
課内室 等		学校適正配置推進室	+ 1
担当	教育総務課 総務経理担当 教育総務課 施設担当 学務課 学事担当 学務課 保健給食担当	学校教育課 学事保健担当 学校管理課 経理給食担当 学校管理課 施設担当	▲ 1

【組織数】

令和7年度	令和8年度
15部・3室	15部・3室
89課（13課内室）174担当	89課（14課内室）173担当